

09759P-00



TAC行政書士講座
滝澤ななみ編集協力

行政書士教科書

12年連続

TAC PGの
行政書士本は
売上No.1*

みんなが
欲しかった！



便利な
インデックス
シール



見やすい
フルカラー！

別冊六法
で条文も
チェック！

初学者も独学者もどんどん理解できる！
使いやすくて分かりやすい教科書

全体像がつかめる
スタートアップ講座！ + 5分冊に分解できる！

持ち運びラクラク

本書は、令和3年11月15日現在の施行法令および令和3年11月15日現在において令和4年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和4年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、「法改正情報」を掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

はじめに

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る1冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになります。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目的理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
- ② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
- ③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2022年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとしました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にされることを心よりお祈りいたします。

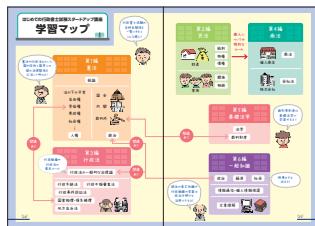
2021年11月

TAC行政書士講座

本書の特長と効果的な学習法

1 スタートアップ講座

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶざっくりとした学習内容と重要項目30を知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。



2 学習ガイダンス

これから学ぶ科目の概要を知ろう！

各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

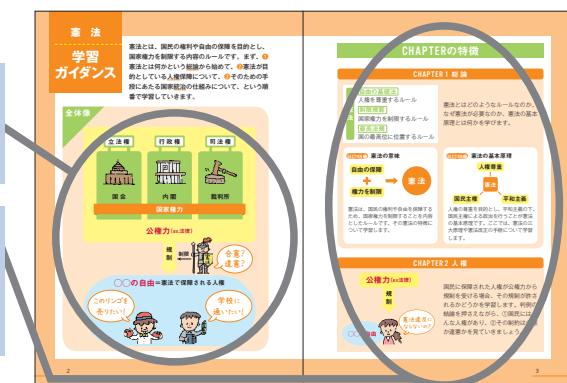
各編の概要を知ろう

● 全体像

科目の全体像を示す重要な骨格を図示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

●各CHAPTER、SECTIONの概要

CHAPTER、SECTIONごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。



各編の試験傾向を知ろう

● 傾向と対策

傾向と対策
五肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

SECTIONごとの出題履歴

過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

扳=五肢扳一式

多=多肢選択式

記=記述式

※ 択2 = 五肢択一式で2問出題

3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

本文

HINT

1

法律上の争訟

★★★

II

司法審査の可否

★★

III

司法権の限界

★

IV

行政の裁量

★★★

側注

HINT

I

憲法

CR

II

民法

民法

III

刑法

刑法

IV

訴訟法

訴訟法

V

裁判所

裁判所

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

★★★ 重要度 高

★★ 重要度 中

★ 重要度 低

メリハリをつけた
学習ができます！



本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

第1編
憲法

CHAPTER 2 人権
SECTION 1 人権享有主体

このSECTIONで学習すること

- 1 外国人の人権
外国人は日本人じゃないけど、外国人にも日本国憲法の人権保障はあるの？
- 2 法人の人権
株式会社などの法人は人間じゃないけど、法人にも日本国憲法の人権保障はあるの？
- 3 公務員の人権
職務の公共性や中立性という理由から権利が制約されることもある
- 4 在監者の人権
刑事施設の中にいるという理由から権利が制約されることもある

このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

1 憲法とは

憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するためで作られた国の基本ルールです。
日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布¹⁾、1947年5月3日施行²⁾)という名前がつけられています。

憲法とはどのようなルールであるかについて見てみましょう。

板書 憲法とは

①領土 ②人間 ③権力

…①領土 かあって、②人間 が暮らしていく
③権力 で統治されているコミュニティ

国家を統治するには③権力が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まら必要がある

↓ しかし
権力者は権力を濫用しがちで、止めなければいけない必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール（自由の基礎法）であり、國家権力を制限するルール（制限規範）といえる

WBTで学び方

憲法の定義自体が試験で出題されることがあります。これがなぜ出題されるのかから学習する範囲がどのくらいのルールなのか、憲法の特徴を理解しましょう。

憲法といふ規約の形式をとってもどちらで規約を制定するこことは「形式的憲法」または「成文憲法」です。イギリスのように憲法はあるけど成文化されていない國もあるります。

語句 第1回
ルールを定めたルールを国所定させること。

語句 第2回
施行 制定されたルールの効力が発生すること。

WBTで覚える

憲法といふ規約の形式をとってもどちらで規約を制定するこではなく、内容が憲法といふ規約のうちで最も重要なことは「憲法」と「原則」と別れます。その中でも、権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的憲法」と呼ばれています。

フルカラーのイラストや図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

9

(6)

●側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内の通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めてください。

1 法律上の争訟

1.1 法律上の争訟

法律上の争訟とは、①当事者の具体的な権利義務や法律関係に関するものであって、②法令を適用することで該当の解釈ができるものといいます。「したたか金を返せ」とか「この土地は私のだ」など争いごとにしている場のように、争いにあたるものは裁判所が判断をする権限を有します。

1.2 司法審査の可否

裁判所は、ごくごく対して法律判断を下すのが仕事ですから、法律上の争いにあたらない場合は審査できません。例えば、信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する判断がこれにあたります(例えまんだん[※]事件)。最判昭56.4.7)。

司法審査の可否について、法律上の争点に該当するか否かをあわせて見てみましょう。

2 司法審査の可否

法律上の争点
該当しない
審査しない
該当する
司法院の限界
あたらない
審査する

3 司法権の限界

審査しない
もろか司法権[※]がある場合は[※]は
あたらない
審査しない

4 神田Tのインストロ

各項目の冒頭で、ここはどのような項目で、何を学習するとこらなのかについての指針と本試験での出題状況などを示しています。

神田Tのアドバイス①

各項目を理解する上での補足、出題傾向に応じた注意点などを記載しています。メリハリをつけた学習に活用できます。

語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要な目を通しでおきましょう。

ひっかけ 注意!

本試験で問われやすいひっかけポイントを記載しています。内容を覚える際に非常に有効です。

Advance 2回目に読む

最初に読むときは読み飛ばしてしまい、一通りの学習が終わってから2回目に読み直すときは一緒に読んでもらいたいものを示しています。

条文チェック

本文を読むにあたって一緒に目を通しておくとよい条文を掲載しています。条文を調べる手間を省略できます。

司法権の限界

法律上の争いにあたらない場合があります。例えば、法律上の争いにあたらない場合は審査できません。それでも高裁に既成のある国際行為であることを理由に審査されることがあります。

司法権の限界 (WIKI)

国会で通常法手続きによって公表された法律について、別途の法律手続による審査を要するもの。その不効果訴訟制度すべきではない(憲法改正効果制度) 最判昭37.3.7)

統治行為

個別の法律による直接国家統治の基本に関する高裁に政治的あるいは國家行為については、裁判所による法律的な判断が可能であつても司法審査の対象から除外される(最高裁判決 最大判昭35.6)

大臣がその部分でして、一般市長法律等審査の問題を有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除外される

部分社会の法律

審査しない
もろか司法権[※]がある場合は[※]は
あたらない
審査する

裁量

行方や立法の数量に任されている行為については、裁量権[※]選択または監査の場合は除いて、司法審査の対象とはならない(最高裁判決 最大判昭42.5.24、最高裁判決 最大判昭57.7)

●アンダーラインとハイライト

本文中で、理解と暗記のために特に重要な箇所に、アンダーラインとハイライト（メインカラーの網を掛けた太字）を付しています。

●赤色アンダーライン

暗記が必須といえる重要箇所を強調しています。

●メインカラー[※]アンダーライン

板書や判例の導入部分、本文の導入にあたる条文や語句の定義などを、各編ごとのメインカラーのアンダーラインで示しています。

●メインカラーハイライト

判例タイトル、固有名詞にあたる語句などに各編ごとのメインカラーのハイライトで示しています。

※各編(分野)のメインカラー

第1編 [憲法]

第2編 [民法]

第3編 [行政法]

第4編 [商法]

第5編 [基礎法学]

第6編 [一般知識]

4 例題で知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

知識確認のための例題（過去問題）を用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。「〇×チェック」で、項目ごとに確実にマスターしていきましょう。各項目の最後に掲載されています（重要度★は除く。）

問題集にもチャレンジ！

例題で基本的な内容がマスターできたら、「行政書士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。「行政書士の問題集」は、本試験と同じ形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題もあり、最初は難しいと感じるかもしれません、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。

A 司法権

【解説】本章は、司法の範囲に限る次の記述のうち、最高裁判所の判例の範囲に該当し、妥当でないものはどうか。

- 具体的な物的意義はないが法律問題に関する争点であっても、裁判対象の特徴または判断の際に判断の範囲問題となる場合には、法の適用による判断に過ぎず、裁判所の審査は受けない。
- 大学による卒業旅行(遠足)は、被験する大学の規則として大学の自発的判断にこだわるものでもあり、一般市民法典と接觸の関係を有するに認めたうえ特段の判断の必要がない、裁判所の審査は受けない。
- 衆議院の議員の職務執行の範囲を規定する限りがあつて、その有効無効の判断は国会にゆだねられており、そぞろに上院の審議の決議という司法権の行使にあり、裁判所の審査は受けない。
- 税金の計算上、どの行政機関が管轄するかに依存する限りとして自律的基準にゆだねばかりであり、一般市民法典と直接の関係を有しない内部的問題にこだわる限りは、裁判所の審査は受けない。
- 地方議会の議員の資格の審査の範囲について、議員の自負的な推論に基づいていたものにして議会に一定の裁量が認められるべきものといえるが、裁判所の審査は受けない。

【解説】

1 法の適用による判断の範囲を特徴とするもの。最高裁判所の審査に受けない。最高裁判所の審査に受けない。最高裁判所の審査に受けない。
【解説】

2 大学による卒業旅行(遠足)は、被験する大学の規則として大学の自発的判断にこだわるものでもあり、一般市民法典と接觸の関係を有するに認めたうえ特段の判断の必要がない、裁判所の審査は受けない。
【解説】

3 ×
 【解説】

衆議院の議員は、高齢に相当する年齢の同意行為である。しかし、その有効無効の判断は国会にゆだねられており、そぞろに上院の審議の決議という司法権の行使にあり、裁判所の審査は受けない。
【解説】

4 ○
 裁判所が直接にしてたした場合は、知識として被験の資質のであり、一般市民法典と接觸の関係を有しない内部的問題の範囲の審査は受けない。受取済み(12.20)

5 ○
 本章では、地方議員の議員の資格の審査の範囲として、議員の自負的な推論に基づいていたものにして議会に一定の裁量が認められるべきものといえるが、裁判所の審査は受けない。
【解説】

【解説】

●「解説」欄に掲載する項目は、該当の記述が該当するものとして選択される場合があることを示す。この欄に「○」が付された場合は、該当の記述が該当するものとして選択される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「×」が付される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「○」が付されない。
●「解説」欄に掲載する項目は、該当の記述が該当するものとして選択される場合があることを示す。この欄に「○」が付された場合は、該当の記述が該当するものとして選択される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「×」が付される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「○」が付されない。

ポイントアドバイス

【解説】

●「解説」欄に掲載する項目は、該当の記述が該当するものとして選択される場合があることを示す。この欄に「○」が付された場合は、該当の記述が該当するものとして選択される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「×」が付される。該当の記述が該当しないものとして選択される場合は、「○」が付されない。

「問題集」の解説には「教科書」の該当箇所が記載してあるので、復習のときに便利です。

とっても便利！ 5冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は5分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

- 第1分冊：第1編 憲法
- 第2分冊：第2編 民法
- 第3分冊：第3編 行政法
- 第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 一般知識
- 第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法



コンパクトに持ち歩きたい人：本を分解して使用できる！



全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

みんなが欲しかった！行政書士試験六法

条文そのものを確認する必要があるものを厳選して収録しています。覚える必要があり、また記述式に記載する可能性がある文言は、**赤太字**になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

さらに便利！ シールの活用方法

分冊して使うなら「背表紙シール」で 科目もわかりやすくきれいに!!

本書は、5分冊セパレートBOOK形式!! 分冊したら「背表紙シール」できれいに5分冊に仕上げられます。

▼まずは、白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。



- 第1分冊：第1編 憲法
- 第2分冊：第2編 民法
- 第3分冊：第3編 行政法
- 第4分冊：第4編 商法・第5編 基礎法学・第6編 一般知識
- 第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとってください。
また、抜きとる際の損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

►取り外した冊子の背表紙に「背表紙シール」を貼ります。

[背表紙シールの貼り方]

- ①付録の背表紙シールを切れ目にそつて切り離してください。
- ②点線(….)を背表紙の両端に合わせてください。
- ③取り外した冊子の、のりのあとが隠れるように高さを合わせて貼ってください。

分冊してもわかりやすく
見た目もきれいになります。
使い方はコチラ!



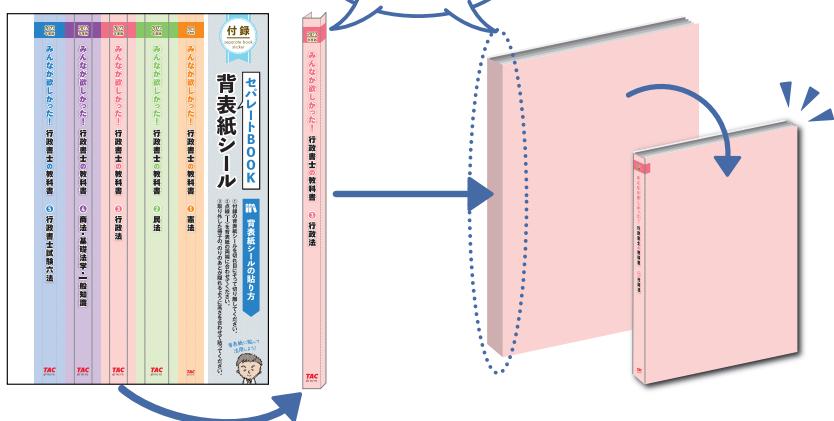
Sectionごとの「インデックスシール」で 学習したいテーマが見つけやすくなる!

全86Sectionすべてと別冊六法の「インデックスシール」をご用意しました!
ご自身でセレクトいただき、あなただけの「行政書士の教科書」に!



[インデックスシールの貼り方]

- 付録のシールを切れ目にそって切り離してください。
- 各CHAPTER内にあるSectionの最初のページにシールを貼ってください。



行政書士試験の概要

本試験の実施日程〈令和3年度(2021年)例〉

行政書士試験は、年1回、11月の第2日曜日に、全国47都道府県で実施されます。
令和3年度(2021年)の本試験は下記のようなスケジュールでした。

〈受験申込みから合格発表までの流れ〉

次のどちらかの方法により、受験申込みをします。

郵送による受験申込み

7月26日(月)～8月27日(金)消印有効

1 受験願書の記入と顔写真の貼付

※受験願書に記入
※顔写真のサイズ(縦4cm×横3cm／カラー写真)

2 受験手数料の払込み

※専用の振替払込用紙で郵便局の窓口で受験手数料7,000円を払込み
(ATM使用不可)

3 振替払込受付証明書を貼り郵送

4 受験票の送付(10月25日)

5 試験 11月14日(日)午後1時から午後4時(180分)

6 合格発表 令和3年(2021年)1月26日(水)午前9時

※合格者の受験番号がセンター事務所の掲示板とホームページに公表されます

インターネットによる受験申込み

7月26日(月)～8月24日(火)午後5時

1 インターネット申込条件に「同意」 受験願書と顔写真画像を登録

※受験申込画面で必要事項を入力
※顔写真画像のサイズ(高さ4:幅3の割合)

2 受験手数料の払込み

※本人名義のクレジットカードまたはコンビニエンスストアで受験手数料7,000円を払込み

3 登録完了メールが届いたら申込完了



受験願書・試験案内は、「窓口で受け取る」方法と、「センターに郵便で請求して郵送してもらう」方法の2通りがあります。

利用できるクレジットカードやコンビニエンスストアは、指定されています。

受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、**どなたでも受験できます。**

科目と形式の概要

試験科目	内容等	出題形式
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	①憲法、②行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、③民法、④商法及び⑤基礎法学	5肢択一式（40問） 多肢選択式（3問） 記述式（3問）
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	①政治・経済・社会、②情報通信・個人情報保護、③文章理解	5肢択一式（14問）

※ 法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関して出題される予定です。

試験科目は、大きく「**法令(等)**」と「**一般知識(等)**」の2つに分かれます。法令はさらに5つに分けることができ、一般知識は3つに分けることができます。

形式は、「**5肢択一式**」「**多肢選択式**」「**(40字)記述式**」の3種類です。

5肢択一式（単純型）：1問につき4点

「**5肢択一式**」は、5つの選択肢の中から正しいもの（または誤っているもの）を1つ選んで解答します。

選択肢
は5つ

問題3 人権の享有主体性をめぐる最高裁判所の判例に関する次の記述のうち、~~誤っている~~ないものはどれか。

- 1 わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼすなど、外国人の地位に照らして認めるのが相当でないと解されるものを除き、外国人にも政治活動の自由の保障がある。
- 2 会社は、自然人と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する。
- 3 公務員は政治的行為を制約されているが、処罰対象となり得る政治的行為は、公務員としての職務遂行の政治的中立性を害するおそれが、実質的に認められるものに限られる。
- 4 憲法上の象徴としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇については当然に民事裁判権が及ぶ。
- 5 憲法が保障する教育を受ける権利の背後には、子どもは、その学習要求を充足するための教育を施すことを、大人一般に対して要求する権利を有する、との概念がある。

問題を読んで、間違えている箇所や、アヤシイ箇所に印をつけておくといいでしょう。また、冒頭の「正しいものはどれか」「誤っているものはどれか」についても、絶対に見落とさないようにしましょう。

（平成29年度 本試験問題より）

5肢択一式（組合せ型）：1問につき4点

「5肢択一式」の派生型で、まずア～オなどの5つの選択肢の中から正しいもの（または誤っているもの）を複数個探し、それを正しく組み合わせているものを1つ選んで解答します。

問題29 物權の成立に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

他人の土地の地下または空間の一部について、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権を設定することは認められない。

イ 一筆の土地の一部について、所有権を時効によって取得することは認められる。構成部分の変動する集合動産について、一括して譲渡担保の目的とすることは認められない。

エ 土地に生育する樹木について、明認方法を施した上で、土地とは独立した目的物として売却することは認められる。

オ 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。

- 1 イ
- 2 オ
- 3 エ
- 4 エ・エ
- 5 エ・オ

組合せ型は、5つすべての選択肢の知識を確実に知っていなくとも、確実な知識をもとにした正誤判断と組合せの候補により、正解を出すこともできるので、単純型よりも解きやすいと思われます。

（平成29年度 本試験問題より）

多肢選択式：1問につき8点=1つの空欄につき2点

「多肢選択式」は、4つの空欄に入る適切な語句を、与えられた20の選択肢の中から選んで解答します。

問題42 次の文章の空欄 [ア]～[エ]に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政機関は、多くの場合、自らその活動のための基準を設定する。この種の設定行為および設定された基準は、通例、[ア]と呼ばれる。この[ア]には、行政法學上で[イ]と[ウ]と呼ばれる2種類の規範が含まれる。前者が法的拘束力を持つのにに対し後者はこれを持たないものとして区別されている。[エ]は、行政機関が意思決定や事実を公に知らせる形式であるが、[ア]の一種として用いられることがある。この場合、それが[イ]に当たるのかそれとも[ウ]に当たるのかがしばしば問題とされてきた。例えば、文部科学大臣の[エ]である学習指導要領を[イ]解する見解によれば、学習指導要領には法的拘束力が認められるのに対し、学習指導要領は單なる指導助言文書だと解する見解によれば、そのような法的拘束力は認められないことになる。また、[エ]のうち、政策的な目標や指針と解される定めは、[ウ]と位置付けられることになろう。以上のように、[エ]の法的性質については一律に確定することができず、個別に判断する必要がある。

（平成29年度 本試験問題より）

空欄の数は1問に4つ。単語はもちろん、数字も空欄になることがあります。

①空欄に入る用語を…

1 行政指導指針	2 行政处分	3 行政規則	4 施行規則
5 定款	6 行政立法	7 <u>処分基準</u>	8 <u>解消基準</u>
9 <u>法規命令</u>	10 <u>職務命令</u>	11 政令	12 省令
13 告示	14 調令	15 通達	16 審査基準
17 委任命令	18 附款	19 <u>裁量基準</u>	20 <u>執行命令</u>

グループ分けしておく
と、解きやすい！

(平成29年度 本試験問題より)

②20の選択肢か
ら選びます。

行政書士試験の「多肢選択式」は、空欄に対して選択肢が与えられているとはいっても、かなり語群の数が多いのも特徴です。それぞれの空欄ごとに、入りそうな選択肢をグループ分けして解くという方法が有効です。

(40字) 記述式：1問につき20点

行政書士試験の最大の特徴でもある「(40字) 記述式」は、問題文の問い合わせに対する解答を40字程度（最大は45字）で、与えられた枠内に書きます。

問題 46 甲自動車（以下「甲」という。）を所有するAは、別の新車を取得したため、友人であるBに対して甲を贈与する旨を口頭で約し、Bも喜んでこれに同意した。しかしながら、Aは、しばらくして後悔するようになり、Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかったことにしたいと考えるに至った。甲の引渡しを求めているBに対し、Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。40字程度で記述しなさい。なお、この贈与契約においては無効および取消しの原因は存在しないものとする。

(下書き用)	10	15

問題文の問い合わせ箇所に下線を引くなどして、何が問われているかを正確に読み取るようにしましょう。そして、事案を読み込み、何についての論点か、何が問題となっているかを把握しましょう。

ちなみに、句読点（。や、）も1文字とされますのでご注意を。

(平成30年度 本試験問題より)

試験科目と問題数および配点

行政書士試験の試験科目は、次のような問題数、配点で出題されます。

科目		配点	五肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問	基礎法学	8点	2問		
	憲法	28点	5問	1問	
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問		2問
	商法	20点	5問		
一般知識 14問	政治経済社会	32点	8問		
	情報通信・個人情報保護	12点	3問		
	文章理解	12点	3問		

→ 全体で 180点以上必要
300点

※令和3年度試験における出題内訳

問題数が多く多肢選択式も記述式もある**行政法**と記述式が2問ある**民法**とで、法令科目の8割近くを占めています。この2科目および記述式の攻略が、行政書士試験攻略のキモです。

合格基準



行政書士試験の合格基準は、非常に明確です。

法令等で50%以上、一般知識等で40%以上、試験全体で満点(300点)の60%以上で、合格です。

法令等だけで試験全体の60%以上を取っていたとしても、一般知識等で40%以上を取れていない場合は、不合格となります。

受験データ 受験者数、合格者数等の推移

行政書士試験の過去10年の受験者数、合格者数等は、以下のとおりです。

年度	H23年度 (2011年)	H24年度 (2012年)	H25年度 (2013年)	H26年度 (2014年)	H27年度 (2015年)
受験申込者数(人)	83,543	75,817	70,896	62,172	56,965
受験者数(人)	66,297	59,948	55,436	48,869	44,366
合格者数(人)	5,337	5,508	5,597	4,043	5,820
合格率	8.1%	9.2%	10.1%	8.3%	13.1%

年度	H28年度 (2016年)	H29年度 (2017年)	H30年度 (2018年)	R元年度 (2019年)	R2年度 (2020年)
受験申込者数(人)	53,456	52,214	50,926	52,386	54,847
受験者数(人)	41,053	40,449	39,105	39,821	41,681
合格者数(人)	4,084	6,360	4,968	4,571	4,470
合格率	10.0%	15.7%	12.7%	11.5%	10.7%

気になる合格率は、低い年で8.1%、高い年で15.7%となっていて、10年間の平均は10.5%くらいです。

ここ5年は、10%を超えるような高い合格率が続いているですが、今後どのように推移していくかは注目が必要です。

受験申込者数は減少傾向が続いていましたが、令和元年度（2019年）は増加に転じ、さらに令和2年度（2020年）も増加傾向が続いています。

なお、平成26年度（2014年）は、現在の試験制度が平成18年度（2006年）に導入されて以来はじめて、**補正的措置**が実施され、法令科目の合格基準が引き下げられました。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用）03-3263-7700

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

① 行政書士 合格へのはじめの一歩



- 「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- 「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

実力養成

② 行政書士の教科書 本書



- まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- 本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- 「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



③ 行政書士の問題集



- 『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

④ 行政書士の最重要論点150



- 『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

⑤ 行政書士の判例集



- 最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

記述対策

直前対策

⑥ 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題集を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

⑦ 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要な論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。

- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

⑧ 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時に並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

⑨ 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)
セパレートBOOK形式／(9) シールの活用方法／(10)
行政書士試験の概要／(12) シリーズ紹介と活用法／(18)
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／(25)
学習マップ／(26)
科目別ざっくりガイド／(28)
合格するための得点戦略／(32)

第1分冊



第1編 憲法

学習ガイダンス／2	
CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	24
3 幸福追求権	29
4 法の下の平等	36
5 自由権	44
6 受益権	70
7 参政権	72
8 社会権	74
CHAPTER 3 統治	81
1 国会	81
2 内閣	92
3 裁判所	97
4 天皇	105
5 財政	107
第1分冊（憲法）用語さくいん	112
判例さくいん	113

第2分冊

第2

第2編 民法

学習ガイダンス／118

CHAPTER 1 総則	129
1 民法の基本原則	129
2 能力	132
3 失踪宣告	149
4 意思表示	152
5 代理	166
6 条件・期限	188
7 時効	192
CHAPTER 2 物権	207
1 物権	207
2 不動産物権変動と登記	212
3 占有権	227
4 即時取得	233
5 所有権	238
6 用益物権	249
7 担保物権	254
CHAPTER 3 債権	286
1 債権債務関係	286
2 債権の保全	297
3 債権譲渡・債務引受	313
4 債権の消滅	321
5 多数当事者の債権債務関係	335
6 契約総論	356
7 契約各論	369
8 契約以外の債権発生原因	400
CHAPTER 4 親族・相続	422
1 親族	422
2 相続	434
第2分冊（民法）用語さくいん	454
判例さくいん	456

第3分冊



第3編 行政法

学習ガイドンス／462

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論	472
1 行政法の基本原理	472
2 公法と私法	475
3 行政組織	483
4 行政行為	496
5 行政行為以外の行政作用	513
6 行政強制・行政罰	527
CHAPTER 2 行政手続法	538
1 総則	538
2 処分	544
3 処分以外の手続	557
CHAPTER 3 行政不服審査法	565
1 総則	565
2 審査請求	570
3 審査請求以外の不服申立て	589
4 教示	593
CHAPTER 4 行政事件訴訟法	597
1 行政事件訴訟の類型	597
2 取消訴訟	604
3 取消訴訟以外の訴訟	627
4 教示	642
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償	645
1 国家賠償請求	645
2 損失補償	656
CHAPTER 6 地方自治法	660
1 地方公共団体	660
2 住民の権利	668
3 地方公共団体の機関	677
4 条例・規則	690
5 公の施設	694
6 国の関与	698

第3分冊（行政法）用語さくいん	704
判例さくいん	706

第4分冊



第4編 商法

学習ガイダンス／710

CHAPTER 1 商法	714
1 商法総則	714
2 商行為	724
CHAPTER 2 会社法	730
1 総論	730
2 会社の設立	735
3 株式	746
4 会社の機関	760
5 剰余金の配当	783
6 その他	786

第5編 基礎法学

学習ガイダンス／796

CHAPTER 1 法学	800
1 法律用語	800
2 法の名称	813
CHAPTER 2 裁判制度	817
1 裁判所	817
2 裁判外紛争処理（ADR）	826

第6編 一般知識

学習ガイダンス／832

CHAPTER 1 政治	838
1 国内の政治	838
2 国際政治	851
CHAPTER 2 経済	862
1 財政	862
2 経済	872

CHAPTER 3 社会	883
1 環境問題	883
2 社会保障	888
3 その他	896
CHAPTER 4 情報通信・個人情報保護	905
1 情報通信	905
2 個人情報保護	926
CHAPTER 5 文章理解	945
1 文章理解	945
第4分冊（商法・基礎法学・一般知識）用語さくいん	952
判例さくいん	954

第5分冊



みんなが欲しかった！行政書士試験六法

日本国憲法	1
民法（抄）	9
国家行政組織法	86
行政代執行法	90
行政手続法	91
行政不服審査法	102
行政事件訴訟法	117
国家賠償法	126
地方自治法（抄）	127
個人情報の保護に関する法律（抄）	158

はじめての行政書士試験 スタートアップ講座

本文に入る前に、ここで
行政書士試験のざっくりした
学習内容と重要項目30を
見てみましょう!!



一緒に
がんばりましょう!

学習マップ

行政書士試験の全科目関係を一覧にするとこんな感じ!



憲法や行政法みたいに国や役所と国民との間の法律関係を公法って呼ぶよ!

第1編 憲法

総論



法の下の平等
自由権
受益権
参政権
社会権
⋮
人権



統治

関連あり

関連あり

第3編 行政法

行政組織や行政法の基本ルール

行政法の一般的な法理論

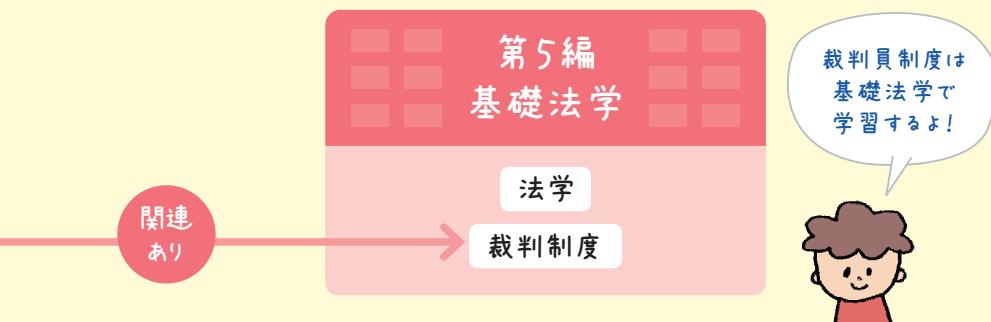
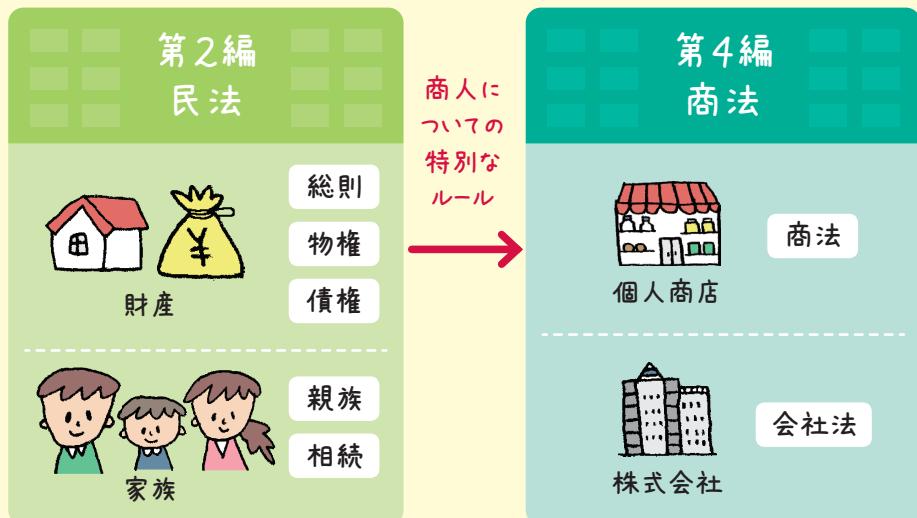
行政手続法 行政不服審査法

行政事件訴訟法

国家賠償・損失補償

地方自治法





統治の条文知識や行政組織の学習は政治分野でも活用できるよ!



各科目のはじめに、
くわしい学習ガイダンスがあるよ



第1編

憲法

憲法（正式名は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で最高位に位置する一番大切な（根本的な）法です。

憲法は、全体に共通する基本原理を定めた総論、国民の権利について定めた人権、国の統治の仕組みについて定めた統治の3つに分けることができます。

公権力 (ex法律)

規制

○○の自由



憲法違反にならないの？

人権

立法権

国会

行政権

内閣

司法権

裁判所

国家権力

統治



総論はあまり試験に出ません。人権は判例、統治は条文を中心に学習します。

第2編

民法

民法とは、一般市民同士の**市民社会取引**について定めた法律です。

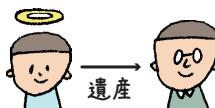
民法は、総則、物権、債権、親族・相続の4つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめた**財産法**、親族・相続は**家族法**といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する身近な法律といえます。



具体的な事例が与えられて、それをどのように取り扱うか、という事例問題が出題の中心で、記述式問題も2題あります。事例問題対策には、簡単な図を書くのも効果的です。



財産法



家族法

第3編

行政法



行政機関



公務員



営業停止処分



首長



議会

行政法は、憲法と民法と違って、「行政法」という名称の法律が存在するわけではありません。行政法とは、行政(行政権)に関するすべての法令の総称で、行政に関する法全体を学習する科目になります。

行政書士試験の行政法では、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償・損失補償、地方自治法が出題の中心とされています。行政法の一般的な法理論は具体的な法律すべてに共通するルールが中心で、他の5つは具体的な法律そのものが中心です。



最も出題数が多く、配点も高い、最重要科目です。

第4編

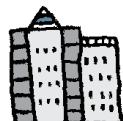
商法

商法は、民法と同じく国民同士の関係について定めている法律です。もっとも民法は一般市民同士の取引を対象としているのに対して、商法は個人商店や会社などの「商人」がお金儲け目的で継続的に行う取引を対象としています。

商法では個人商店（個人事業主）、会社法では株式会社を中心とした会社の組織・運営などについて定めています。



個人商店



株式会社



範囲が非常に膨大ですので、メリハリをつけた学習が重要です。すべてを学習しようとはせずに、出題可能性が高いテーマ（株主、会社の機関など）にしぼって学習しましょう。

第5編

基礎法学

基礎法学とは、法律を学ぶうえで知っておくべき基礎的な事項のことです。言い換えると、法律の規定を読み進めていくために必要な知識のことで、法学で学習します。

これに加えて、裁判所の仕組みや裁判外紛争処理手続きのような裁判制度なども出題されます。



法学

（法律用語・知識）



裁判制度



出題数（配点）が少ないので、学習ウェイトが低くてよい科目です。

一般知識

一般知識では、**時事的な問題**も出題される政治・経済・社会、関連法律の内容と用語が出題の中心となる**情報通信・個人情報保護**、大学入試の国語（**現代文**）のような**文章理解**が出題されます。



政治



経済



社会



情報通信



文章理解

個人情報保護



14問（56点）中6問（24点）以上の合格ラインをクリアするためには、情報通信と文章理解の攻略がカギです。



スタートアップ講座でざっくりと
イメージを持ち、各科目の学習
ガイダンスで全体像を把握し、
そして本文を読む、との流れで
進めましょう！

次ページからは、合格する
ための得点戦略と、
そのために必ず押さえて
おきたい重要項目30です。
今後の学習をスムーズにできます！



執筆者



神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は21年目となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者がつまずきやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

編集協力

滝澤ななみ

装丁

黒瀬章夫

イラスト

matsu（マツモト ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2022年度版 みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日 2021年12月15日
初版発行
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09759P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。